

# 遠野市部活動検討委員会

## 休日部活動の地域移行に向けた取り組み

令和 4 年 11 月 24 日

遠野市教育委員会



# 本日の検討委員会の流れについて

協議の流れ	
(1)事務局説明 (現状に関する共有)	<ul style="list-style-type: none"><li>①検討委員会設置に係る説明</li><li>②部活動地域移行の背景</li><li>③遠野市立各中学校における部活動の現状</li><li>④検討委員会での取り組み内容の確認</li></ul>
(2)意見交換	休日部活動の地域移行に向けた取り組みに係る検討事項の洗い出し
	①学校代表
	②保護者代表
	③体協、芸文協、スポ少団体等代表
④教職員代表	

# 遠野市における部活動の在り方・ 部活動の地域移行への取組み

## 「遠野市部活動検討委員会」の設置による検討



### ○所掌事項

- (1) 部活動の在り方に関する事。
- (2) 部活動の適正な運営の推進に関する事。
- (3) 地域で部活動に代わり得る質の高い活動の機会を確保できる十分な体制を整える取組を進めるための計画の策定に関する事。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、部活動の適正な運営の推進に関し必要な事項

### ○検討委員

- |                           |                        |
|---------------------------|------------------------|
| (1) 遠野市PTA連合会の代表者         | (2) 遠野市中学校体育連盟の代表者     |
| (3) 遠野地区中学校文化連盟の代表者       | (4) 遠野市校長会の代表者         |
| (5) 遠野市体育協会の代表者           | (6) 遠野市芸術文化協会の代表者      |
| (7) スポーツ少年団指導者協議会の代表者     | (8) 岩手県教職員組合花北遠野支部の代表者 |
| (9) 遠野市教育委員会教育長及び教育委員会事務局 |                        |

## 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革 概要



### 部活動の意義と課題

- ✓ 部活動は、教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会や、多様な生徒が活躍できる場である。
- ✓ 一方、これまで部活動は教師による献身的な勤務の下で成り立ってきたが、休日を含め、長時間勤務の要因であることや、指導経験のない教師にとって多大な負担であるとともに、生徒にとっては望ましい指導を受けられない場合が生じる。
- ✓ 中教審答申や給特法の国会審議において「部活動を学校単位から地域単位の取組とする」旨が指摘されている。

持続可能な部活動と教師の負担軽減の両方を実現できる改革が必要

### 改革の方向性

- ◆ 部活動は必ずしも教師が担う必要のない業務であることを踏まえ、部活動改革の第一歩として、休日に教科指導を行わないことと同様に、休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境を構築
- ◆ 部活動の指導を希望する教師は、引き続き休日に指導を行うことができる仕組みを構築
- ◆ 生徒の活動機会を確保するため、休日における地域のスポーツ・文化活動を実施できる環境を整備

### 具体的な方策

#### I. 休日の部活動の段階的な地域移行（令和5年度以降、段階的に実施）

- 休日の指導や大会への引率を担う地域人材の確保  
(育成・マッチングまでの民間人材の活用の仕組みの構築、兼職兼業の仕組みの活用)
- 保護者による費用負担、地方自治体による減免措置等と国による支援
- 拠点校（地域）における実践研究の推進とその成果の全国展開

#### II. 合理的で効率的な部活動の推進

- 地域の実情を踏まえ、都市・過疎地域における他校との合同部活動の推進
- 地理的制約を越えて、生徒・指導者間のコミュニケーションが可能となるICT活用の推進
- 主に地方大会の在り方の整理（実態の把握、参加する大会の精選、大会参加資格の弾力化等）

※ 以上の取組は、主として中学校を対象とし、高等学校においても同様の考え方を基に取組を実施。

※ 私立学校は、以上に示した公立学校の取組を参考に、教師の負担軽減を考慮した適切な指導体制の構築に取り組むことが望ましい。

# 部活動の地域移行の背景②

## 3 持続可能な部活動と教師の負担軽減の両方を実現できる改革が必要

### (1) 部活動の意義と課題

- 部活動は、教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会や、多様な生徒が活躍できる場である。また、部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであり、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、学習指導要領に位置づけられた活動である。
- 一方、これまで部活動は教師による献身的な勤務の下で成り立ってきたが、休日を含め、長時間勤務の要因であることや、指導経験のない教師にとって多大な負担であるとともに、生徒にとっては望ましい指導を受けられない場合が生じる。

### (2) 改革の方向性

- 部活動は必ずしも教師が担う必要のない業務であることを踏まえ、部活動改革の第一歩として、休日に教科指導を行わないことと同様に、休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境を構築。
- 部活動の指導を希望する教師は、引き続き休日に指導を行うことができる仕組みを構築。
- 生徒の活動機会を確保するため、休日における地域のスポーツ・文化活動を実施できる環境を整備。

# 部活動の地域移行の背景③

## 1 部活動の歴史

- ・ 1947年 クラブ活動として自由研究の中に位置づけられ、教師による指導の必要性が明記された。
- ・ 1957年 特別教育活動に位置づけられ、自由参加であり生徒の自治を目指した集団とされた。
- ・ 1977年 必修クラブ活動が特別活動内に設置、部活動は課外活動として並行実施となった。
- ・ 1987年 部活動参加が必修クラブ活動履修と認める「部活動代替措置」が設けられ、部活動を強制参加とする学校が増えた。
- ・ 1988年 部活動が広く実施されていることで必修クラブが廃止された。

以来、学校部活動は、日本の中高生世代の文化・スポーツ環境の中心的役割を果たしてきた。部活動は、教育的意義の高い活動である一方で、教師による献身的な勤務に支えられており、特に休日の活動における教師の負担は大きくなっている。

## 2 部活動に対する認識

学習指導要領	社会教育法	現状
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 部活動は学校の教育課程外の学校教育</li><li>・ 地域の人々の協力、社会教育施設や地域のスポーツクラブといった社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行う。</li><li>・ 生徒の自主的・自発的な参加により行われる活動</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 学校の教育課程として行われる教育活動を除き、青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育・レクリエーション活動を含む）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 社会教育にも学校教育にも位置付けられているが、「学校教育」「教師による指導」という印象が強い。</li><li>・ 望む部活動が、通学する学校にないということもある。</li></ul>

# 部活動地域移行に関する検討会議の提言について

- 公立中学校の部活動の改革を検討するスポーツ庁及び文化庁の有識者会議「部活動の地域移行に関する検討会議」は、令和7年度を目標に休日の部活動を地域のスポーツクラブ等に委ねる「地域移行」を実現すべきだとする提言をまとめ公表した。
- 少子化の進展に加え、教員の長時間労働解消が喫緊の課題で、学校単位での運営が困難になると判断し、多様な世代が参加できるスポーツ環境の整備を提唱している。
- 令和5年度から令和7年度を「改革集中期間」に設定し、実現への行程をまとめた推進計画の策定を求めている。指導者や練習場所が確保しやすい休日から進め、問題点を検証し平日での実現につなげるとしている。

## 「運動部・文化部活動の地域移行に関する検討会議提言」 (R4.6月・8月)

### 部活動の意義と課題

#### 意義

- 生徒のスポーツ及び文化芸術等に親しむ機会を確保。自主的・主体的な参加による活動を通じ、責任感・連帯感を涵養、自主性の育成にも寄与。
- 人間関係の構築、自己肯定感の向上、問題行動の抑制。信頼感・一体感の醸成。

#### 課題

- 近年、特に持続可能性という面で厳しさを増しており、**中学校生徒数の減少**が加速化するなど深刻な少子化が進行。
- 競技経験のない教師が指導せざるを得なかったり、休日も含めた部活動の指導が求められたりするなど、教師にとって大きな業務負担。
- 地域では、スポーツ・文化芸術団体や指導者等と学校との連携・協働が十分ではない。



## 「運動部・文化部活動の地域移行に関する検討会議提言」 (R4.6月・8月)

### 目指す姿

- 少子化の中でも、**将来にわたり我が国の子供たちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保**。このことは、学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。
- **スポーツは、自発的な参画を通して「楽しさ」「喜び」を感じることに本質。**  
**文化芸術は、豊かな人間性を涵養し、創造力と感性を育む。**  
自己実現、活力ある社会と絆の強い社会創り。部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出。
- 地域の持続可能で多様なスポーツ・文化芸術等に親しむ環境を一体的に整備し、子供たちの多様な体験機会を確保。  
(スポーツ・文化芸術団体等の組織化、指導者や施設の確保、複数種目等の活動も提供)

## 「運動部・文化部活動の地域移行に関する検討会議提言」 (R4.6月・8月) 改革の方向性

- **まずは、休日の部活動から段階的に地域移行していくことを基本とする**
- 目標時期：**令和5年度の開始から3年後の令和7年度末を目途**
- **平日の部活動の地域移行は、できるところから取り組む**ことが考えられ、地域の  
実情に応じた休日の地域移行の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- 地域におけるスポーツ・文化芸術に親しむ機会の確保、生徒の多様なニーズに合った  
活動機会の充実等にも着実に取り組む
- 地域のスポーツ団体等と学校との連携・協働の推進
  - ※改革を推進するための「選択肢」を示し、「複数の道筋」があることや、  
「多様な方法」があることを強く意識

# 遠野市における部活動の状況①

## ① 遠野市における部活動の在り方に関する方針策定

【平成31年3月】

遠野市における部活動の在り方に関する方針（概要版）

遠野市教育委員会

### 生涯にわたるスポーツ・文化芸術に親しむ基盤づくり

保護者、地域関係団体との連携

外部指導者等

#### 部活動 生徒の多様な学びの場

- ・部活動の教育的意義を認識
- ・成長期にある生徒が、運動、食事及び休養等のバランスのとれた生活ができるように配慮
- ・今後の生徒数の減少等を考慮した、持続可能な部活動の在り方を検討

徹底 ・適切な休養日、活動時間等の設定  
 ・スポーツ障害、外傷の予防  
 ・体罰、ハラスメントの根絶

推進 ・生徒の自主的、自発的な活動  
 ・合理的でかつ効率的・効果的な活動  
 ・コミュニケーションの充実

#### 部活動を補完する活動

(父母会・スポーツ少年団等)

協力

#### 部活指導員

学校教育法施行規則に基づき、校長の監督を受け、部活動に係る技術的な指導に従事する学校の職員。  
 服務は、実技指導、大会練習試合の引率等を行い、校長は顧問を命じることができる。  
 学校教育について理解し、適切な指導を行うために、任用前及び任用後の定期について研修を受ける。

任用  
配置

学校外のスポーツ活動や文化的活動等に取り組む生徒

配慮

#### 学校の主な取組

- 部活動の方針の策定
  - ・市教育委員会の方針に則り、学校の方針を作成・公表
  - ・休養日及び活動時間等の基準を明記
- 指導・運営に係る体制の構築
  - ・地域や学校の実情に応じた適正な数の部を設置
  - ・校務全体の効率的・効果的な実施及び教職員の公務分掌等を勘案し、部活動顧問を決定
  - ・各部における毎月の活動計画・活動実施等により、活動内容を把握し、教職員の負担が過度にならないよう指導及び是正
  - ・部活動の活動方針等について、教職員、部活動指導員、保護者、外部指導者等が共通理解を図る機会を設定
  - ・部活動を補完する活動（父母会・スポーツ少年団等）が行われる場合は、活動状況の把握及び主催者との連携
- 適切な指導の実施
  - ・発達個人差、女子の成長期の状況等、スポーツ医・科学の見地を取り入れたトレーニングの導入、適切な休養日及び活動時間の設定
- 生徒のニーズを踏まえた環境の整備
  - ・学校外のスポーツ活動や文化的活動等に取り組む生徒に配慮した対応を検討
  - ・学校の実情を踏まえ、関係者との連携を図りながら、学校と地域が協働・融合した形での環境整備を推進

#### 学校の部活動に係る活動方針

##### 遠野市の部活動休養日及び活動時間の基準

- 週当たり2日以上（平日1日以上、週末（土日）において1日以上）の休養日を設ける。
- 1日の活動時間は、長くとも平日は2時間程度、学校休業日は3時間程度とする。
- ・部活動を補完する活動が行われる場合は、部活動と合わせて基準（休養日・活動時間）を超えない活動とする。
- ・長期休業中は、学期中に準じた扱いとする。
- ・生徒が多様な活動を行うことができるよう、ある程度の休養期間（シーズンオフ）を設ける。
- ・部活動休養日に大会参加等で活動した場合は、他の日に振り替える。
- ・学校の休業日に大会参加等で、基準とする活動時間を上回った場合は、他の日の活動時間を調整する。

##### 教育委員会の主な取組

- 部活動の方針の策定等
  - ・国のガイドラインに則り、県の方針を参考に策定
  - ・休養日及び活動時間等の基準を明記
- 指導・運営に係る体制の構築
  - ・部活動指導員の積極的な任用及び学校への配置
  - ・部活動指導員に対する研修機会の設定
- 生徒のニーズを踏まえた環境の整備
  - ・地域の実情を踏まえた今後の部活動の在り方について検討
  - ・学校と地域が協働・融合した形での環境整備を推進

国のガイドライン

岩手県における部活動の在り方に関する方針

# 遠野市における部活動の状況②

## ② 「遠野市における部活動の在り方に関する方針」策定 【H31.3】

豊かな学校生活、心身のバランスのとれた成長を目指し、  
**活動時間・休養日を設定**

- ・活動時間：平日は**2**時間程度、休業日は**3**時間程度
- ・休養日：週当たり**2**日以上  
(平日に**1**日以上、土・日に**1**日以上)

# 遠野市における部活動の状況③

## ③ 部活動指導員の配置

**全中学校等に1名～2名を配置【令和元年～】**

中学校等名	これまでの配置部活動	人数
遠野中学校	陸上部 サッカー部	2名
遠野東中学校	男子バスケットボール部 男子バレーボール部	2名 (R4 : 1名)
遠野西中学校	吹奏楽部 ソフトテニス部	2名

# 遠野市における部活動の状況④

【遠野市立各中学校】 令和4年度生徒数577人

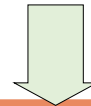
区 分	遠野中学校					遠野東中学校					遠野西中学校				
	①部活動	②部員数	③保護者 会	④顧問 人数	⑤外部 指導者	①部活動	②部員数	③保護者 会	④顧問 人数	⑤外部 指導者	①部活動	②部員数	③保護者 会	④顧問 人数	⑤外部 指導者
陸上競技	○	32		3											
野球	○	16		3		○	17	□	2		○	26	□	2	2
サッカー	○	31	□	2	5										
ソフトボール女	○	17		2											
ソフトテニス男	○	24	□	1	1										
ソフトテニス女	○	15		1	1	○	18		2		○	9	□	2	1
バスケットボール男	○	19	□	1	2	○	17	□	1	1	○	19	□	1	1
バスケットボール女	○	12	□	1	2						○	12	□	1	1
バレーボール男	○	19		1	1	○	9	□	2						
バレーボール女	○	7	□	1		○	10	□	1		○	12	□	2	1
バドミントン	○	41		2	2										
卓球	○	25		1	1						○	14	□	1	2
剣道	○	21	□	1	7	○	13		2						
吹奏楽	○	21		2		○	31		2		○	11		1	1
合唱	○	12		1											
芸術	○	28		1											
総合文化						○	16		1						
合 計	16	340	6	24	22	8	131	4	13	1	7	103	6	10	9
加入状況（強制・任意）	任意加入					任意加入					任意加入				
学校部活動以外のスポーツクラブ等への加入状況	野球（5人）、サッカー（1人）、バスケットボール（1人）、水泳					野球（7人）、サッカー（2人）、ラグビー（1人）、バスケットボール（1人）					野球（1人）、スケートボード（1人）、ボルダリング（1人）				

# 検討委員会での取り組み内容の確認

## 持続可能な部活動と教師の負担軽減の両方を実現できる改革

### ○改革の方向性

- 部活動は必ずしも教師が担う必要のない業務であることを踏まえ、部活動改革の第一歩として、休日に教科指導を行わないことと同様に、休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境を構築。
- 部活動の指導を希望する教師は、引き続き休日に指導を行うことができる仕組みを構築。
- 生徒の活動機会を確保するため、休日における地域のスポーツ・文化活動を実施できる環境を整備。



## 部活動の地域に移行させる際の方針を次の2点とする。

生徒のニーズに応じた休日  
地域部活動の機会の確保

教職員の働き方改革としての  
部活動の在り方の見直し

# 部活動の地域移行に向けて具体的な検討事項

## 1 地域部活動の運営主体・移行形態の検討

- (1) 現在の学校部活動と連携した活動として、総合型地域スポーツクラブや市の競技団体、スポーツ少年団等が運営主体として運営する「地域部活動運営団体」。
- (2) 運営主体としては、既存の地域スポーツ組織・団体だけでなく、地域学校協働本部や保護者会など、学校と関係する組織・団体も想定される。  
※ ただし、地域部活動の際に事故が発生した場合は、地域部活動の運営主体が責任を負うこととなる。

## 2 活動場所・活動日・活動回数・活動時間等の検討

- (1) 地域の活動に対する学校施設の開放や、公的な体育施設の利用料減免または免除等について検討。

## 3 費用負担の検討、財源の確保

- (1) 運営費用としては、指導者報酬、保険料（指導者、参加者）、会場使用料、消耗品代、運営主体の事務に係る費用等。
- (2) 地域運動部活動は学校外の活動であるため、運営費用は受益者負担が原則であることから、受益者負担の考え方については、保護者に十分な説明を行い、理解を得る必要がある。
- (3) 受益者負担が発生することでスポーツ活動に参加できなくなる生徒が発生することを防ぐ必要があることから、公的な支援について検討が必要。



# 休日の地域移行のイメージ

現在の部活動



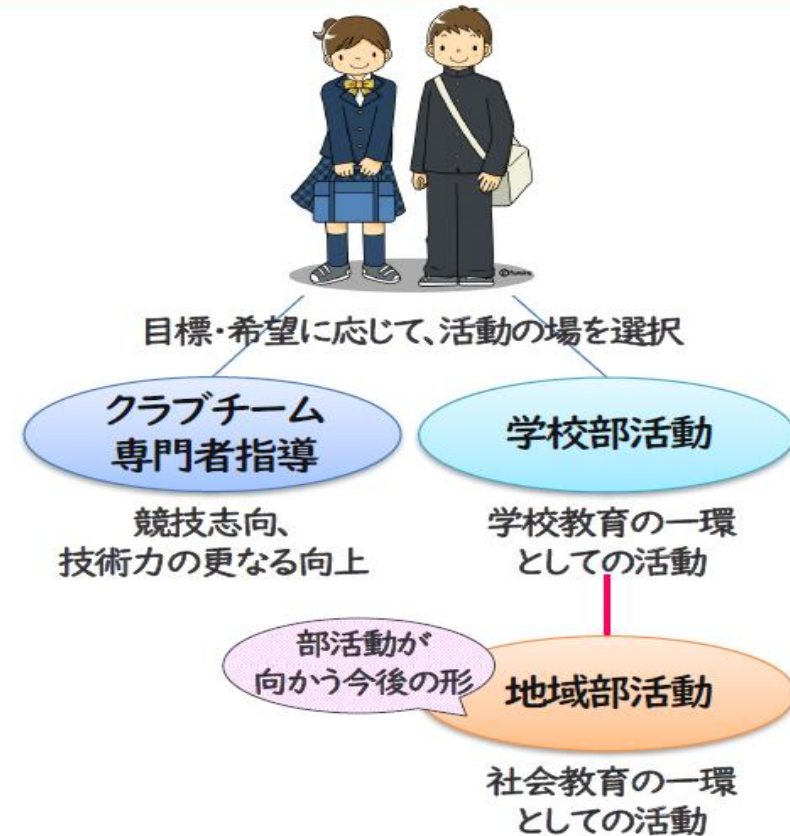
地域移行後の部活動



事業の目標

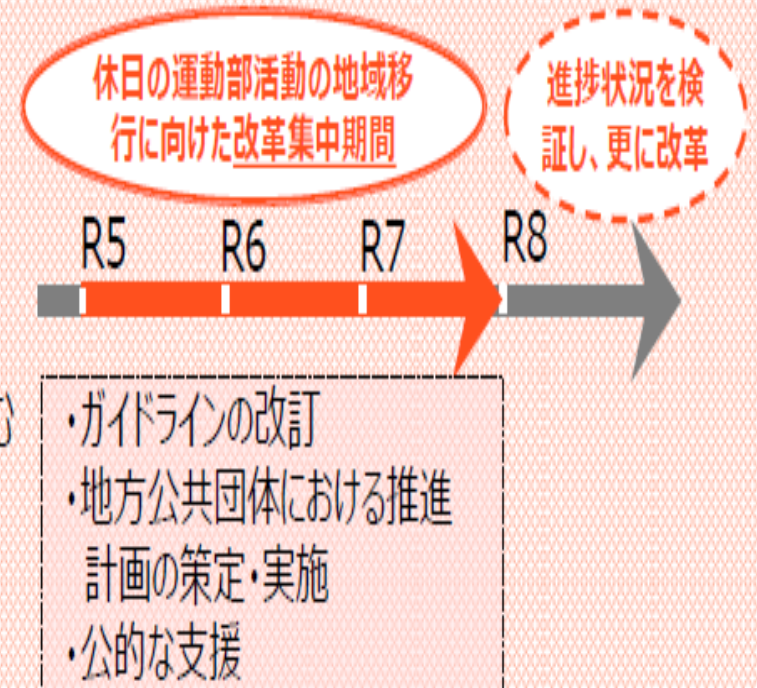
- ・ 中学校における  
**持続可能な部活動の組織体制作り**
- ・ 地域における指導者の確保

部活動の地域移行が描く、これからの姿



# 実施スケジュール①

- まずは、休日の運動部活動から段階的に地域移行していくことを基本とする
- 目標時期：令和5年度の開始から3年後の令和7年度末を目途  
(合意形成や条件整備等のため更に時間を要する場合にも、地域の実情等に応じ可能な限り早期の実現を目指す)
- 平日の運動部活動の地域移行は、できるところから取り組むことが考えられ、地域の実情に応じた休日の地域移行の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- 地域におけるスポーツ機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実等にも着実に取り組む
- 地域のスポーツ団体等と学校との連携・協働の推進  
※改革を推進するための「選択肢」を示し、「複数の道筋」があることや、「多様な方法」があることを強く意識



※ 文化部活動も同様のスケジュール。

# 実施スケジュール②

遠野市部活動検討員会地域移行検討に係る計画表

区 分	令和4年		令和5年		令和6年		令和7年			
	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期		
部活動の目指す在り方	地域移行化の検討				モデル部活動の実践		休日の部活動の地域移行化を開始		平日の部活動の地域移行化を検討	
実現に向けた課題	地域部活動の受け皿の検討				地域部活動の担い手の育成、確保及び運営支援の検討				地域移行に向けた意識改革	
その他関連事項										

# 【参考①】遠野市スポーツ推進計画 (令和3年2月策定)

第2次遠野市スポーツ推進計画の概要について

<計画の位置づけ>  
 ○スポーツ基本法第10条の規定される「地方スポーツ推進計画」  
 ○第2次遠野市総合計画後期基本計画の個別計画

【国】  
 スポーツ基本計画  
 (H29～R3)

第2次遠野市スポーツ推進計画 (令和3年度～令和7年度)  
 基本理念: 「スポーツで市民が元気に」

【県】  
 岩手県スポーツ推進計画  
 (R1～R5)

令和7年度  
 目標

エクササイズ教室 参加者数	キッズ元気アップ 応援隊参加者数	ICT健康づくり 事業参加者	市内文化・体育振興 団体からの受賞件数	スポーツ合宿 誘致件数	障がい者スポーツ 体験会開催件数	スポーツ施設 利用者数
2,100人	1,550人	2,100人	60件	6件	15件	200,800人



【基本方針1】 生涯スポーツの推進	【基本方針2】 アスリートスポーツの振興	【基本方針3】 地域を活性化させる スポーツの推進	【基本方針4】 共生社会の実現に向けた スポーツの推進	【基本方針5】 スポーツ環境の充実
<b>(1) スポーツに取り組むきっかけづくり</b> ア キッズ元気アップ応援隊事業 イ エクササイズ教室の開催 ウ ICT健康づくり事業の参加者の拡大	<b>(1) ジュニアアスリートの育成</b> ア 児童運動能力アップトレーニング事業 イ スポーツ少年団への支援 ウ ジュニアスポーツレベルアップ事業	<b>(1) スポーツ合宿の誘致</b> ア スポーツ合宿実施団体への支援 イ 誘致活動の推進 ウ 受け入れ態勢の整備	<b>(1) 障がい者スポーツの推進</b> ア 障がいに対する意識啓発 イ 児童生徒の社会性、人間性の育成 ウ 障がい者スポーツの環境整備	<b>(1) スポーツ施設の充実</b> ア スポーツ施設の利活用と計画的な改修 イ 生涯学習スポーツ施設の維持管理 ウ 学校施設開放の活用
<b>(2) 継続的なスポーツ活動への支援</b> ア スポーツ推進委員の育成 イ 総合型地域スポーツクラブの支援	<b>(2) 大会参加支援</b> ア 次世代スポーツ選手全国大会等出場支援 イ 県民体育大会への出場支援	<b>(2) スポーツツーリズムの推進</b> ア 県南広域圏での連携事業の推進 イ スポーツイベント等の開催支援	<b>(2) 障がい者スポーツ・共生社会の担い手育成</b> ア 指導者の育成 イ ボランティアの育成	
<b>(3) 市民スポーツイベントの開催</b> ア 主要市民大会の開催	<b>(3) 指導者の育成</b> ア 講習会の開催	<b>(3) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした人的交流の推進</b> ア ホストタウン活動の推進		

